

○ 当館の新型コロナウイルスによる施設利用キャンセルの取扱いについて

令和2年2月26日から令和2年3月31日に開催される催事で、新型コロナウイルスに起因するキャンセルであるものについては、キャンセル料の徴収を行いません。

なお、この期間は変更(延長)することがあります。